The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	ユニドロワ国際商事契約原則における契約解除要件
Author(s)	松井, 和彦
Citation	阪大法学. 2011, 61(3,4), p. 155-185
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/54935
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

ユニドロワ国際商事契約原則における契約解除要件

松井和彦

第一章　はじめに

現在、わが国では、債権法改正に向けて作業が進められている。その中で、契約解除に関する規定を大幅に見直し、包括的な解除要件として「重大な不履行」という概念を導入することが検討されている。[1] この「重大な不履行」は、一九八〇年に成立した国際動産売買に関する国連条約（Convention on the International Sales of Goods (CISG)）[2]、一九九四年にユニドロワが作成した国際商事契約原則（Principles of International Commercial Contracts (PICC)）[3]、ランドー（Ole Lando）を中心とするヨーロッパ契約法委員会が一九九五年に公表したヨーロッパ契約法原則（Principles of European Contract Law (PECL)）[4]、ヨーロッパ民法典研究グループおよびEC私法調査グループが二〇〇九年にまとめた「ヨーロッパ私法共通参照枠草案」（Study Group on a European Civil Code and the Research Group on EC Private Law (Acquis Group), Principles, Definitions and Model Rules of European Private Law, Draft Common Frame of Reference (DCFR)）といった国際的あるいはヨーロッパ域内における法統一プロジェクトの成果たる法規範においてみられる。わが国における現在の検討状況は、これらの解除規定

に影響を受けたものとみられる。[5]

しかし、「重大な不履行」という概念は、抽象的すぎるため、その成否に関する予測がつきにくいという難点を有する。[6] すなわち、人により「重大」に対するイメージはさまざまであるから、[7] 何らかの判断基準ないし考慮要素が明示されなければ、解除の適法性をめぐる紛争が増加することが懸念されるし、解除が後の訴訟において不適法とされみずからが債務不履行責任を追及されるリスクが高まり解除が当事者にとって利用しにくい制度になることも懸念される。このため、「重大な不履行」概念の明確化は、重要な課題である。

この点、右に挙げた法統一プロジェクトにおける「重大な不履行」ないし「重大な契約違反」の規定は、次の三つのタイプに大別できる。

第一は、ＣＩＳＧである。ここでは、二五条において、債権者の契約利益の実質的喪失を中核とする「重大な契約違反」が定義され、[8] これに該当する場合に、解除が認められる。しかし、この定義はきわめて概括的であり、解釈の余地が広い。このため、右に指摘したような難点があてはまる。

第二は、ＰＥＣＬおよびＤＣＦＲ[9][10]である。これらにおいては、「重大な不履行」になる場合が二ないし三の類型に分けて列挙されており、いずれかの要件を全て満たす場合に「重大な不履行」となる。内容的には、① 債権者の契約利益の実質的喪失、② 故意の不履行による信頼破壊（以上はＰＥＣＬとＤＣＦＲにほぼ共通）、③ 厳格に履行すべき債務の不履行（ＰＥＣＬのみ）である。[11] これらは、解除の実質的要件においては結果的にＣＩＳＧと大きな違いがないものの、透明性を増した定義規定となっている。[12]

第三は、本稿で検討対象とするＰＩＣＣである。ＰＩＣＣは、次章で詳しくみるとおり、「重大な不履行」を直接には定義していない。その代わりに、「重大な不履行」の有無を判断する際に考慮すべき五つの要素を例示的に

列挙している。これらの要素は、充足しなければならない「成立要件」ではなく、あくまでも「考慮要素」である。これらの要素を総合的に勘案して「重大な不履行」にあたるか否かが判断される。

本稿においては、ＰＩＣＣの解除規定を分析し、ＰＩＣＣにおける解除の正当化原理を確認すると同時に、「重大な不履行」とはいかなる概念であるのか、その成否を判断するに際して具体的にどのような考慮要素がどのように考慮されるのかを明らかにする。このような作業は、「重大な不履行」を解除要件としてわが民法典に採用するか否かにかかわらず、解除の実質的要件を明らかにする作業のひとつとして、一定の理論的意義を有すると考える。

第二章　ＰＩＣＣにおける「重大な不履行」

一　ＰＩＣＣにおける解除制度の概要

1　解除要件の概要

まず、ＰＩＣＣの解除規定の全体像を概観しておこう。ＰＩＣＣは、七・三・一条において、解除要件を規定している。これによれば、当事者の一方は、相手方による契約上の債務の不履行が、重大な不履行（fundamental non-performance）にあたるときは、その契約を無催告で解除することができる（一項）。これが、解除要件に関する原則規定である。ここでの「不履行」には、履行期の遅延、不能、瑕疵ある物の給付などあらゆる態様の不履行が含まれるし、主たる給付義務の不履行のみならず、付随的な義務の不履行も含まれる。[13]

そして、ＰＩＣＣは、「重大な不履行」の一般的定義をせず、その代わりに、債務の不履行が「重大な不履行」にあたるか否かを判断するにあたって特に考慮すべき事情として、次の五つを列挙している。

(a)　その不履行が、当該契約の下で債権者が当然に期待することができたものを実質的に奪うことになるか否か。

ただし、債務者が、そのような結果を予見せず、かつ、合理的に予見することができなかったときはこの限りでない。

(b) その債務の厳格な履行が、当該契約の下で不可欠な要素であったか否か。

(c) その不履行が、意図的または未必の故意によるものであったか否か。

(d) その不履行が、債権者に、債務者の将来の履行はあてにできないと信ずる根拠を与えているか否か。

(e) 契約が解除されたときに、債務者が、履行の準備や提供のための行為をしたことにより過剰な損失を被ることになるか否か。

さらに、履行の遅延の場合においては、履行のために付与された付加期間（七・一・五条）の満了までに債務者が履行しないときにも、債権者は契約を解除することができる（三項）。また、債務者の履行期前に、その債務者による重大な不履行が生じるであろうことが明白な場合には、債権者は契約を解除することができる（七・三・三条）。

いずれの規定においても、債務者の帰責性は解除の要件とされていない。[14] これは、ＰＩＣＣが、解除を、債権者から債務を免れさせるための制度であると捉えているからである。

2　救済手段における解除の位置づけ

ＰＩＣＣは、他の法統一プロジェクトと同様、いったん有効に成立した契約はできるだけ尊重されるべきであるという考えを基礎に据えている。[15] このことから、何らかの不履行が生じたからといって直ちに解除権が認められるのではなく、それが重大なものである必要があるとの結論が導かれることとなり、これが一項の原則規定に表れている。[16]

右の結論は、国境を越えて行われる取引の特質からも支持される。このような取引においては、契約当事者が遠く離れた場所に居住しまたは営業所や事業所を有していることが少なくない。この場合に容易に解除を認めると、給付済の物の返還が必要となり、これに莫大な費用の支出を余儀なくされることがある。また、返還すべき物が滅失または損傷した場合における危険負担など新たな法律問題の原因になることもある。このような費用の支出や危険の発生をできるだけ回避することが望ましいという政策的配慮は、解除を制限的に解する理由のひとつとされている。(17)

このため、「重大な不履行」の認定は厳格に判断されることになり、さらにこの判断に際しては、両当事者の利益を比較衡量することが明示されている（二項各号）。すなわち、一方では、債権者（被害当事者）にとっては、不履行のために、契約によって意図した目的の達成に支障が生じ、契約からの一方的な離脱を認める必要性が存することがある。しかし、他方では、債務者（不履行当事者）にとっては、履行の準備や提供のために相当の費用を支出していることがあり、この場合に解除を認めると、それが無駄になってしまい大きな損失を被ることもある。このような状況下では、安易に解除を認めることは、当事者の公平に合致しない。このため、解除の可否を判断するにあたっては、両当事者の事情を考慮すべきことになる。(18)

3　「重大な不履行」の考慮要素と考慮のしかた

右に述べたとおり、「重大な不履行」の判断に際して特に考慮すべき事情として、ＰＩＣＣは五つを挙げている。ここで注意すべきは、第一に、ここで列挙された五つは「特に考慮すべき事情」にとどまり、これ以外の事情を考慮してはならないという意味ではない。(19) もっとも、ここで列挙された五つには多様な事情が含まれるため、五つに全く含まれない事情が問題となる事案は多くないであろうと解されている。(20)

第二に、これらの五つの間の区別は厳密なものではなく、したがって、ある事情が五つの中の複数に該当することがあり得る。例えば、(b)号の要素が肯定される典型例である定期行為における引渡しの遅延は、同時に(a)号の要素も肯定されよう。[21] しかし、五つの事情はあくまでも「重大な不履行」を判断する際の考慮要素にとどまるのであるから、ある事情を五つの中のどの事情に該当するのかを厳密に確定する必要はなく、重複があったとしても問題にはならない。[22]

第三に、これらの事情は、同じウェイトで考慮されるわけではない。判断の中核をなす考慮要素と付随的な考慮要素がある。(a)号、(b)号および(d)号が前者にあたり、(c)号および(e)号が後者にあたる。[23]

二　各考慮要素の考え方

1　契約利益の実質的喪失と予見可能性

(1)　契約利益の実質的喪失

七・三・一条二項(a)号は、当該不履行が、当該契約の下で債権者が正当に期待することができたものを実質的に奪う結果になるか否か（契約利益の実質的喪失）を挙げる。ただし、契約締結時にこのような結果を債務者が予見不可能であった場合は、除かれる。これは、ＣＩＳＧ二五条の「重大な契約違反」の定義とほぼ同様である。このため、その解釈にあたっては、ＣＩＳＧにおける解釈が参考にされている。[24]

これによれば、契約利益の実質的喪失が認められるか否かは、第一に、契約内容が基準となる。これは、(a)号の文言からも明らかである。ある特定の義務の違反を重大なものとみなす旨が、契約において明示的に合意されたり、または契約の客観的解釈を通じて黙示的に合意されたと解されたりする場合がある。このような場合、当該義務の

違反は、債権者にとって契約利益の実質的喪失を招く。[25] 例えば、売買契約における目的物たる特定物が全部滅失して引渡しが不能になった場合には、当然に重大な不履行と認められる。[26] 真剣かつ終局的な履行拒絶も同様である。[27]

第二に、違反された義務が当該契約の中で重要な位置を占めていたか否かである。契約の客観的解釈により、ある特定の義務が債権者にとって重要なものであると認められる場合には、当該義務の不履行は重大なものとなり得る。[28] この点が問題となった裁判例としては、次のようなものがある。[29]

【裁判例1】国際商業会議所国際仲裁裁判所二〇〇〇年七月二八日仲裁判断[30]

《事案》Aグループは、七五以上の国に一四〇以上のメンバー企業を有する巨大企業グループであり、メンバー企業は相互に連携して事業を行う合意（以下「本件合意」という。）をしていた。一九八九年のグループ再編により、グループ全体を二つのユニットに分け、一つのユニット（B）では会計検査や財務アドバイス、もう一つのユニット（X）ではコンサルタントを中心とした業務が行われることになった。ところが、Bは、Xの主要な業務であるコンサルタント業務を拡大したため、BとXの間で業務の領域に関して争いが生じ、BとXの関係が悪化した。

Aグループ内には、本件合意に基づき、メンバー企業の相互協力を促し業務の調整を行いメンバー企業の共存を図ることを主要な業務とする企業（Y）があった。ところが、YはBとXの間の業務調整を怠り、紛争解決に対処しなかった。そこでXはYに対して、本件合意の解除を主張し損害賠償を請求した。

《仲裁判断》仲裁裁判所は、本件合意の前文およびYの規則に規定された目的および活動方針に照らして本件合意を解釈すると、Aグループのメンバー企業相互の協力、業務調整、共存を図るために最善を尽くすことが本件合意に基づくYの中心的な義務であると認定した。そのうえで、Yは、全メンバー企業の業務のため年次運営計画を作り、業務範囲の問題に対処し解決すべく最善を尽くすことを怠ったのであるから、これは右義務違反にあたり、これにより、Xが本件合意の下で正当に期待することのできた協力を本質的に奪ったと判断し、解除を認めた。

付随的義務の違反であっても、それが当該契約において重要なものであれば、債権者の契約利益を実質的に奪うことになる可能性がある。[31] 例えば、目的物を適切に梱包する義務、追加的な役務を供給する義務、目的物の使用方法を指示する義務、想定される危険を警告する義務、独占的供給義務の違反が考えられる。この意味では、違反された義務が主たる給付義務であるか、それとも付随的義務であるかということ自体が決定的な意味を有するわけではない。

第三に、義務違反の程度である。とりわけ契約に適合しない物が引き渡された場合には、債権者（売買では買主）においてその物をなお他に使用することができると認められるかどうかが重要な手がかりになることが指摘されている。これは、合理的使用のテストといわれ、ドイツおよびスイスの判例がCISGの下で展開している考え方である。[32] なぜなら、合理的使用が可能な場合には、債権者に生じた損害については損害賠償請求権を認めることで十分に塡補されると解されるからである。このことを明示した裁判例として、次のようなものがある。

【参考裁判例A】ドイツ連邦通常裁判所一九九六年四月三日判決[33]

《事案》一九九二年一月、オランダの売主Aとドイツの買主Yとの間で硫酸コバルト（以下「本件目的物」という。）に関する四つの売買契約が締結された。この契約によれば、売買代金を本件目的物の引渡権限を付与する文書と引換えに支払うこととされたほか、本件目的物の成分分析および産地に関する証明書を交付することが合意された。また、産地について、イギリス産のものを引き渡すことが合意された。ところが、Aから交付された文書には、産地として「ヨーロッパ経済共同体」と記載されており、調査の結果、実際には南アフリカ産であることが判明した。また、本件目的物には二種類の異なった亜鉛が混じっており除去が不可能な状態であった。Yは、産地および品質が合意内容と異なることが「重大な契約違反」にあたる等と主張して全ての契約を解除した。これに対して、Aから売買代金債権を譲り受けたXが代金の支払を請求した。

《判旨》連邦通常裁判所は、本件契約不適合が「重大な契約違反」にあたるか否かを判断するに際しては「目的物の他の合理的使用をすることが買主において期待できるかどうかが顧慮されなければならない」と述べ、本件目的物の産地に関しては「Yは本件目的物を主にインドおよび東南アジアに転売する予定であるところ本件目的物が南アフリカ産であったためそれが予期せぬ困難を生ぜしめたと主張するが、このことは、これらの国のいずれかに本件目的物を輸出できることがYにおいて契約の本質的部分を構成することを証明するのに十分でない。Yはこれらの国のいずれかの顧客候補を挙げていないし、以前にそのような輸出をしたことを指摘してもいない。さらにYは、ドイツ国内での処分やその他の国への輸出が不可能であるとの主張をしていないし、予期せぬ困難が不可避であるとの主張もしていない」と述べ、本件目的物が他に合理的使用をなし得ないことの証明がない以上、産地が異なっていたことは、二五条にいう「契約の下で当事者が正当に期待することのできたものを実質的に奪う」程度に達していないと結論づけた。

その他、本件目的物の品質についても、「重大な契約違反」を否定した。[34]

【参考裁判例B】スイス連邦最高裁判所一九九八年一〇月二八日判決[35]

《事案》ドイツの売主Xらとスイスの買主Yとの間で、冷凍肉（以下「本件目的物」という。）の売買契約が締結された。本件目的物は、Xから直接、Yの顧客であるエジプトの業者に引き渡された。ところが、Yは、本件目的物の脂肪分および水分が多すぎるとして契約を解除した。XはYの主張に理由がないと述べて売買代金の支払を請求した。

《判旨》連邦最高裁判所は、「契約違反が目的物の契約上の品質に適合していないことまたはその他の瑕疵に存する場合には、たとえ値引きしたとしても通常の取引方法で当該目的物を別の方法で加工または販売することが、過剰な費用をかけることなく可能であり、かつ買主において認容可能であるかどうかが重要である。その際に留意すべきは、ＣＩＳＧが契約の維持を優先させていることである。給付障害の場合においても特段の合意がない限り契約の維持が優先されるべきであり、契約解除は例外的にのみ認められるべきである。買主はまず他の救済手段、すなわち代金減額および損害賠償によるべきであり、契約関係の解消は、履行利益が実質的に奪われるほど重大な契約違反に対する最後の手段として用いるべきである」と一般論を

展開した。

そのうえで、連邦最高裁は、本件目的物の脂肪分が多いため本来の価値よりも二三・五パーセント減少し、血液および水分が多いために二パーセント減少したこと、本件目的物の脂肪分が四三・六～五三・五パーセントであるのに対して、エジプトにおける食肉取引の標準脂肪分が三〇パーセントであることを指摘する一方、これ以外の点では本件目的物は良質な食肉であり、保存に適しており細菌の点でも問題ないと述べ、Yの解除を否定し、減額された代金の支払を命じた。

他方、CISGの事案において、合理的使用の可能性を考慮せずに判断をした裁判例もある。

【参考裁判例C】アメリカ第二回巡回控訴裁判所一九九五年一二月六日判決[36]

《事案》一九八八年一月、アメリカの売主Yとイタリアの買主Xの間で、コンプレッサー一万八〇〇台（以下「本件目的物」という。）を三回に分割して引き渡す旨の売買契約が締結された。Xは本件目的物の用途について、同年春および夏に販売する小型ルーム・エアコンを製造するためにXみずからが使用することをYに告げていた。同年三月に第一回の引渡しが行われ、第二回の引渡し分がイタリアに向かって運送されている途中に、Xは、第一回引渡し分の九三パーセントに、見本品および契約書記載内容よりも冷却能力が劣っており多くの電力を消費するという契約不適合が存することを発見した。Xは何度かこれを修理しようとしたが改善せず、契約に適合した物との交換をYに求めたがYがこれに応じなかったため、契約を解除し、Yに対して損害賠償を請求した。

《判旨》裁判所は、冷却能力および消費電力といった性能は、エアコンのコンプレッサーの価値にとって重要な要素であるとして、「重大な契約違反」にあたると判示した。

本件では、買主Xは、契約を締結した年の春および夏に販売するエアコンを製造するために本件目的物を使用することを目的としていたのであるから、約定よりも性能の劣るコンプレッサーを別の用途に（例えば、もっと性能の劣る安価な製品を製造するために）使用することをXに合理的に期待することはできなかったとの評価が可能で

あり、そうだとすれば、合理的使用のテストを用いても同じ結論が導かれたと推測される。しかし、本判決は、本件目的物を買主Xにおいて他の製品を製造するために使用することが合理的に判断して可能であるか否かという観点からの検討をすることなく、買主Xが本件契約の下で意図していた目的に本件目的物を使用することができなかったことから直ちに「重大な契約違反」を肯定している。[37]

もっとも、合理的使用という概念それ自体、抽象的なものであるため、解釈の余地が広い。そこで学説では、この概念は非常に制限的に解釈されるべきことが主張されている。その際、手がかりとなるのは、まず契約であり、さらに取引の商業的背景である。例えば、前掲【参考裁判例C】のように、買主がみずからの工場で製品を製造するための原材料を購入するという契約においては、当該原材料の品質が劣っていれば製品の製造のために使用できないことがある。しかし、品質の劣った原材料を用いて製品を製造し、これを買主の通常の流通手段で転売することができるといった事情があれば別である。その際、単に技術的に製造・販売が可能かどうかだけでなく、品質の劣った原材料を用いて製品を製造した結果、在庫過剰になり買主に過大な損害を生ぜしめる恐れがないのかも考慮される。[38]

さらに、高級品のみを扱うことでブランド・イメージを保っている小売業者に対して、契約に反して品質の劣る物品が引き渡された場合には、かりに当該物品が一般的には低い価格で販売できる品質を有するものであったとしても、当該小売業者が低い品質の当該物品を販売することがブランド・イメージに合致しないときは、合理的使用は不可能と解される。[39] また、当該小売業者が高級志向の顧客をターゲットとしておりショールームに多額の投資をしている場合には、そこで品質の劣る物品を安価で販売することが物理的に可能であるとしても、合理的使用が可能とはいえないであろう。[40] CISGの事案において、これに類する判断を行ったのが、次の裁判例である。

【参考裁判例D】ケルン上級地方裁判所二〇〇二年一〇月一四日判決(41)

《事案》イタリアの売主Xとドイツの買主Yとの間で、女性用の高級衣料品の売買契約が締結された。第一回の引渡し分に契約不適合があったため、Yは契約を解除した。売主Xはこの解除を争うとともに、残代金の支払を請求した。

《判旨》判決は「原審は正当にも、買主が主張する契約解除にはCISG二五条および四九条一項(a)号に基づく重大な契約違反が必要であること、約定の性質を欠いているためまたはその他の瑕疵のため、他の方法で加工したり、またはたとえ値下げしたとしても通常の取引方法で物品を売却したりすることが、買主において過剰な費用を支出することなく可能であるか否かが決定的であることを確認した」と判示し、また、契約解除が法的救済の「最終手段」と位置づけられることから、「瑕疵の程度のみならず、買主にとって認容し得ない遅延および負担なく瑕疵を除去することが売主においてできるのかどうかも重要である。たとえ深刻な瑕疵であっても、売主が買主の認容し得ない負担なく追完できる場合には、重大な契約違反にならない」とも述べた。

そのうえで、本件においては、引き渡された衣料品のうち、① レザーコートの袖ぐりが狭すぎ、その程度が、仮に高級品でなくてもこのような品物を顧客が買うとは考えられないほど転売可能性を著しく害するようなものであった、② 二種類のズボンは明らかに小さく、さらに裁断が悪いため高級品を好む顧客には受け入れられない等、第一回の引渡し分のほとんどが販売不可能な状態だったと認定し、このような契約不適合により買主は、将来の引渡し分にも同様の問題が生じるのではないかとの正当な懸念を抱き、売主の能力に対する信頼が大きく揺らいだと述べた。

さらに、判決は、それにもかかわらず売主がその後の引渡時期を具体的に示さず、瑕疵のない物を引き渡すよう「努力する」としか言わなかったことを指摘し、また、本件の目的物が夏用の高級衣料品であること、その売り出しがすでに始まっており仮にその後に契約に適合した目的物が引き渡されたとしても値引きしてしか販売できないことを指摘し、解除を正当なものと認めた。

本件では、衣料品それ自体として通常有すべき品質を欠いていた事案であるが、判決では、目的物が高級衣料品

であることに着目して、このような高級品を好む顧客に対して本件目的物を販売することが買主に合理的に期待され得るか否かという観点からも検討を加えていることが、注目される。

その他、文書の交付義務についても、合理的使用のテストないしその発想は、文書の性質に応じて修正を要するものの、基本的に妥当する。例えば、物品の品質証明書を交付すべきところを交付しなかったという場合、買主がそれをみずから使用するため不要であるときは、重大な不履行とはならない。他に転売することが予定されているときでも、転売に関する取引において品質証明書を交付する必要のない場合には、やはり重大な不履行とはならない。[42]

他方、ＰＩＣＣの下では、契約利益の実質的喪失を判断するに際しては、債務者の追完権は顧慮されない。つまり、(a)号の要素を検討するに際しては、不履行を追完することができるか否かを考慮すべきでないと解されている。[43] この点は、ＣＩＳＧ二五条の下での通説的見解および前掲【参考裁判例Ｄ】の立場とは異なる。なぜなら、この解釈が、追完権に関する七・一・四条二項三項と七・三・一条二項(a)号との関係について整合的な説明を可能にするからである。すなわち、七・一・四条二項によれば、追完権の要件を満たす限りにおいて、追完は解除の通知によって妨げられず、同条三項によれば、債務者が適法に追完の通知をしたときは、追完と矛盾する債権者の救済手段は、追完期間が経過するまで停止する。これらの規定は、追完権と解除権が併存する状況が生じ得ることを前提として、両者の関係を整序する規定である。ここで、かりに解除権の要件たる「重大な不履行」を判断する際に追完可能性を考慮するとすれば、追完権が認められる場合には解除権の要件を満たさないし、逆もまた同じであるから、両者が併存する状況は生じず、これらの規定は不要になる。このことから、「重大な不履行」を判断する際には追完可能性を考慮すべきではないということになる。

(2) 債務者の予見可能性

(a)号ただし書によれば、契約締結の当時、債務者が、債権者の契約利益の実質的喪失という結果を予見せず、かつ、合理的に予見することができなかったときは、(a)号の事情は認められない。この判断は、債務者と同じ状況下にある合理人を基準とする。これは、CISG二五条と同じ構造である。

したがって、この予見可能性がどのように機能するのかについては、CISG二五条の下で展開されているのと同様の問題がある。すなわち、「債権者が当該契約の下で正当に期待することのできたもの」(契約利益)が何であるかを、契約の客観的解釈を通じて導くとすれば、債権者の契約利益を債務者において予見できたはずということになるので、その実質的喪失について予見できなかったという場合は、ほとんど存在しないのではないかという疑問である。少なくとも、訴訟において、債権者が(a)号本文の事情の存在を証明してしまえば、債務者が同号ただし書の事情を証明することは非常に困難であると言わざるをえない。[44]

このように、証明責任との関係において予見可能性の要素をどう位置づけるべきかにつき課題が残るにせよ、重要なことは、契約解除が債務者にとって不意打ちになることがないよう債務者側の事情が考慮されていることである。

2 厳格な履行が不可欠な要素である債務

(b)号の要素は、その債務の厳格な履行が、当該契約の下で不可欠な要素であるか否かである。これが肯定される代表例は、定期行為であるが、不可欠な要素とされる債務は、履行期の遵守に限定されない。物品の一定量、品質の遵守もこれに含まれる。第一に、契約においてその旨が明示または黙示に合意されている場合には、当然、それに従って判断される。[45] ここでは、不履行によって債権者の契約利益が実質的に失われるか否かは、直接には考慮さ

れない。[46]

第二に、そのような合意がない場合には、契約の客観的解釈により、不履行が生じた債務の厳格な履行が当該契約の下で不可欠な要素であるか否かが判断される。その際、手がかりとなるのは、やはり取引の商業的背景である。[47] 第一次産品の売買契約では、引渡期日が契約の不可欠な要素とされるのが通常である。いわゆるジャスト・イン・タイム契約、[48] 目的物が短期間のうちに転々譲渡されることが前提となっている契約が、これにあたる。[49] また、荷為替信用状取引における船積書類は、信用条件に厳格に一致していなければならない。[50]

(b)号要素が問題とされた例としては、前掲【裁判例1】がある。仲裁判断は、(a)号の要素に加えて、(b)号の要素に関しても、Yの調整義務が厳格に遵守されることが相互連携合意の不可欠な要素であったと認定し、Yの義務違反は、この点でも「重大な不履行」にあたると判断した。

3　将来の履行に対する信頼の破壊

(d)号の要素は、ある不履行が債権者に、債務者の将来の履行があてにできないと信ずる根拠を与えているか否かである。この要素が問題となるのは、大きく分けて次の二つの場合である。

第一は、給付が複数回に分けて行われる契約の全部解除である。[51] 分割履行契約がその代表例である。(d)号の要素が肯定されるためには、分割履行のうちの少なくとも一回につき現実に不履行が生じている必要がある。[52] これに対して、まだ現実に不履行が生じていないものの将来において不履行が生じる恐れがある場合については、七・三・三条に基づく履行期前の契約解除権が問題となる。

(d)号要素の存否を判断するに際して重要なのは、当該不履行が将来も反復継続されたならば(a)号や(b)号に該当すると解されるか否かである。これが肯定される場合には、当該不履行それ自体だけではまだ(a)号や(b)号に該当しな

くても、(d)号に該当すると認められ、「重大な不履行」が肯定される方向に作用する。[53] このような解釈は、分割履行契約の解除権を定めたCISG七三条二項に依拠して導かれるものである。[54] 例えば、目的物を一〇回に分けて引き渡すという分割履行契約において、第一回の分割履行で引き渡された目的物に欠陥があり、このためその後全ての分割履行にも同様の欠陥があることが明らかで、もしそれが現実のものになったならば買主において目的物を所期の用途に全く使用できないという場合が、これにあたる。[55]

第二は、長期間にわたって継続する契約の解除である。賃貸借や寄託がその代表例である。賃借人の賃料不払や寄託者の保管料不払だけでなく、分割履行ではない義務、すなわち賃貸人の目的物を使用収益に供する義務や受寄者の保管に際しての善管注意義務などの違反が、将来における当該義務の遵守があてにできないと債権者（賃借人、寄託者）が信ずる根拠を与えることもあり得る。

前掲【裁判例1】では、Yの過去における調整義務の不履行が、XにおいてYの将来の履行をあてにできないと信じる根拠をXに与えたと判断された。また、次の【裁判例2】でも、分割履行ではない義務の違反に関して(d)号要素の存在が肯定された。

【裁判例2】メキシコ仲裁裁判所二〇〇六年一一月三〇日仲裁判断[56]

《事案》二〇〇四年九月、メキシコの農家Yとアメリカの販売業者Xは一年間の独占的販売契約を締結し、これに基づきYは、一定量の野菜を栽培してこれをXに独占的に供給する義務を負った。Xは、Yが約定の野菜を供給しなかったことおよび独占販売条項に違反したことを主張し、契約解除および損害賠償を主張して仲裁を申し立てた。

《仲裁判断》契約解除の適法性について、仲裁裁判所は、PICC七・三・一条二項に定められている指標のうち少なくとも三つを充足すると述べて、Yに同条一項の「重大な不履行」があったと認めた。すなわち、第一に、Yが野菜を供給しなかっ

たことは、Xが本件契約の下で正当に期待することのできたものを奪うものであること、第二に、Yの故意による独占的販売条項違反があること、第三に、これら二つの事情が、XがYの将来の履行をあてにできないと信じる理由を与えるに十分であること、である。

本件では、過去における主たる給付義務の違反に加えて、付随的義務である独占的販売条項に故意による違反があったことが、(d)号要素でも考慮された結果、「重大な不履行」が肯定された。このように、分割履行ではない義務で、しかも独占的販売義務のような付随的義務の違反も、それが当該契約にとって重要な位置を占めるものについては、そのことが単独で(d)号要素を肯定するものでなくても、(d)号要素の中で考慮され、他の義務違反と相まって「重大な不履行」を肯定し得ることが分かる。

4　意図的または未必の故意による不履行

(c)号の要素は、当該不履行が債務者により意図的または未必の故意で行われたか否かである。当然、意図的または未必の故意による不履行であるという事情は、不履行が重大なものである方向に作用する。しかし、この要素は、附随的に考慮されるべきであると解されている。[57] この要素が単独で「重大な不履行」を導くものではなく、むしろ(a)号や(d)号の要素（とりわけ(d)号）と相まって「重大な不履行」を肯定する方向に作用する要素であると解されている。[58] 例えば、Bの代理人Aが相手方に対して費用償還請求権を有していたが、その領収書として故意に偽の領収書をBに提出した場合には、たとえその金額が少額であったとしても、BはAの行為を「重大な不履行」とみなし、Aとの代理人契約を解除することができる。[59] ここでは、「重大な不履行」を判断する際の主要な要素は(d)号の信頼破壊であるが、(c)号の故意がこれを補強する要素として機能することになる。[60]

このような(c)号の解釈は、PICCが故意過失を解除の要件として挙げていないこととも整合的である。(c)号要

素が考慮された裁判例としては、前掲【裁判例2】がある。本件では、主たる給付義務違反（(a)号要素を肯定）と重要な付随的義務である独占的販売義務の違反が相まって(d)号要素が肯定されているが、その際、債務者たる売主が独占的販売義務に「故意に」違反したという事情が、債務者の将来の履行はあてにできないと信ずる根拠を債権者たる買主に与えたという判断を補強する事情になっている。

5　過剰な損失

(e)号の要素は、解除を認めることによって、債務者が、履行の準備や提供のための行為をしたことにより過剰な損失を被ることになるか否かである。(a)号ないし(d)号はいずれも解除を肯定する方向に作用する要素であるのに対して、(e)号は、解除を否定する方向に作用する要素である。例えば、注文者のためにソフトウェアを特別に開発して引き渡すという契約において、請負人が約定の引渡期日を一か月遅延してソフトウェアを提供した場合において、注文者がなおこのソフトウェアを必要としており、請負人がこのソフトウェアを他に売却することができないときは、注文者は損害賠償を請求し得るのみで契約を解除することはできない。[61] なぜなら、請負人はソフトウェアを開発するために多額の費用を支出したにもかかわらず、特注品であるがゆえに当該注文者以外に売却することができないため、もし契約が解除されてしまうと請負人は支出した費用を全く回収できず多額の損害を被ることになるからである。この場合、一か月遅延してもなお注文者においてこのソフトウェアを必要としているのであるとすれば、そもそも(a)号ないし(b)号の要素を肯定することは難しいため、いずれにせよ「重大な不履行」は認められにくいと考えられる。しかし、このような場合でも、(e)号が考慮され「重大な不履行」が否定されるべきことになる。[62] このように、(a)号、(b)号または(d)号の要素が明らかに肯定される場合には、たとえ(e)号要素が考慮されたとしても、「重大な不履行」を否定することは難しい。むしろ、右の例のように、主要な考慮要素である(a)号、(b)号または(d)

号の要素だけでは「重大な不履行」の判断が微妙な場合に、(e)号要素が肯定されることにより、「重大な不履行」が否定されることになる。[63] この意味において、(e)号要素も、付随的な考慮要素と位置づけられる。

前述の【裁判例1】では、(e)号要素についても判断され、もし本件合意が解除されたとしても、Yがメンバー企業の業務調整を目的とする装置だったことを理由に、Yが過剰な損害を被ることにはならないとされ、解除を妨げる債務者側の事情が存しないことが付言された。[64]

三　付加期間解除

1　付加期間解除の適用場面

七・三・一条三項および七・一・五条三項によれば、債権者は債務者に対して、合理的な長さの付加期間を設定して履行を請求し、この期間内に履行がなされない場合には、契約を解除することができる（付加期間解除）。わが民法五四一条に相当する規定である。ただし、五四一条と異なり、この付加期間解除が適用されるのは、履行が遅延した場合に限られる。[65]

履行の遅延は、(b)号要素に該当する場合を除けば、それ自体で直ちに「重大な不履行」にはならないことが多い。例えば、売買代金の支払が多少遅延したとしても、遅延利息とともに最終的に支払われさえすれば売主にとっては十分であるから、契約利益が実質的に喪失した（(a)号）とか信頼関係が破壊された（(d)号）とは直ちに評価されない。このように解するならば、履行の遅延の場合、解除が認められる場面はきわめて限定的にしか存しないことになる。しかし、債務の履行がなされないままいつまでも債権者を契約に拘束し続けることは、債権者にとって認容し得ない。そこで、それ自体で直ちに(b)号要素に該当しない遅延の場合にも、契約解除の途を開く必要がある。こ

のために認められたのが、付加期間解除である。「重大な不履行」でなかった不履行は、付加期間の徒過により「重大な不履行」に転じたとみなされる。この結果、債権者は、七・三・一条一項二項の意味における「重大な不履行」要件の充足を証明しなくてもよくなる。[66]

2　その他の場合における付加期間設定の意味

遅延以外の不履行、例えば契約に適合しない物品が引き渡された場合に、これを追完すべく付加期間が設定されたとしても、七・三・一条三項は適用されないので、この期間内に契約不適合が追完されなかったことを理由に、常に債権者が契約を解除することができるとは限らない。しかし、債権者が追完を求めたにもかかわらず債務者がこれに応じなかったという事情は、(a)号（契約利益の実質的喪失）または(d)号（信頼破壊）の判断に影響するため、右事情が他の事情と相まって「重大な不履行」が肯定されることがあり得る。[67]

四　一部不履行に基づく解除

ＰＩＣＣは、一部不履行に基づく解除に関する特則を定めていないため、七・三・一条に即して判断することになる。その際、不履行に相当する部分のみを解除する場合（一部解除）と、契約全体を解除する場合（全部解除）とに分けて考える必要がある。

1　不履行部分のみの解除

不履行部分のみの解除の場合には、不履行部分のみを対象に「重大な不履行」の判断が行われる。一部分の履行の遅延を理由に当該不履行部分のみを解除する場合には、七・三・一条三項および七・一・五条三項による付加期間解除が適用される。

2　契約の全部解除

これに対して、契約の全部解除の場合には、履行された部分も含めて「重大な不履行」の判断が行われる。このため、(a)号では、一部が履行されなかったことによって、債権者が、履行されなかった部分に対する利益を奪われるだけでなく、契約全体の利益を実質的に奪われるか否かが検討されるべきことになる。(b)号でも同様に、期日どおりに完全な履行を得ることが契約の不可欠な要素であるか否かが検討されるべきことになる。[68] 例えば、ある企業がイベントで使用する五〇〇脚の椅子を賃借する契約を締結し、その際、椅子の色を当該企業のイメージ・カラーであるオレンジに指定したが、イベントの日の朝に提供された椅子のうち一〇〇脚が赤色であったという場合、第一に、賃借人は一〇〇脚分の契約を解除して第三者からオレンジの椅子を借り受け、余分にかかった費用を損害賠償として請求することができる。そうでなく契約全部を解除することができるか否かは、オレンジの椅子五〇〇脚全部が一箇所から提供されることに対して賃借人が正当な利益を有していたかどうかによって判断される。例えば、別の賃貸人から賃借した物では外観が統一されず、賃借人の正当な利益が実質的に奪われるといった場合には、契約全体の解除が認められよう。[69]

一部の履行の遅延を理由に契約全部を解除する場合にも、原則として、七・三・一条三項および七・一・五条三項による付加期間解除が適用される。ただし、七・一・五条四項により、履行されていない債務が、債務者の契約上の債務の軽微な部分にすぎない場合には、付加期間解除は適用されない。例えば、一〇月一五日までに工場の塗装を完了すべき契約において遅滞が生じ、付加期間の経過後にドア一枚のみに塗り残しがあったにすぎない場合に、契約全部の解除を認めることは公平に反し許されない。[70]

第三章　結びに代えて――日本法への示唆――

いったん契約が有効に成立すると、当事者はこれに拘束される。契約解除権は、債権者による一方的な意思表示によって契約の拘束から解放する効果を有するものであるため、これを正当化する事情が存しなければならない。一方では、債務者が債務を履行しない場合でも、このことから直ちに、債権者が一方的に契約の拘束から解放されることが常に正当化されるとは限らない。債務者の不履行にもかかわらず債権者が契約に拘束され続けることが認容し得ないと評価される場合にはじめて、解除が正当化される。他方では、債権者が契約に拘束され続けることが認容し得ない状況がある場合には、たとえこのような状況が主たる給付義務違反によってもたらされたものでなくても、契約の拘束から解放されることが正当化される。

このように、解除の実質的な判断基準は、不履行にもかかわらず債権者がなお契約に拘束され続けることが認容し得るか否か、言い換えれば、不履行によって債権者における契約利益が著しく侵害されたと評価されるか否かに求められる。

しかし、右の判断をするに際して考慮すべき要素は、契約の種類や性質によって異なるし、不履行が生じた債務が当該契約の中でどのような位置を占めているか、不履行の態様によって評価が異なる。

これにつき、ＰＩＣＣの解除規定を検討した結果、得られた示唆は、次の通りである。

（1）　中核をなす考慮要素は、債権者の契約利益の実質的喪失（ⓐ号）であり、この該当性を判断するにあたっては、ＣＩＳＧ二五条における解釈論とほぼ同様、契約解釈が重要である。すなわち、当事者が契約において明示的または黙示的に追求した債権者の利益もしくは契約の客観的解釈を通じて導かれる債権者の利益が

どのようなものであるのかを確認し、これを踏まえて、不履行によって当該利益がどの程度侵害されたのかを判断することになる。[71] さらに、商人間の動産売買における瑕疵ある給付の事案では、債権者において瑕疵ある給付物をなお合理的に使用することができるかという要素が重視される。このルールは、商人間において締結された転売目的の動産売買という限定的な場面を前提として展開されてきたものであり、どれだけ一般化できるかは慎重な検討を要するが、抽象的な概念を明確化する際には、取引類型の特質に即した具体的ルールを見いだすことが重要であり、そのような各論的作業のひとつとして注目に値する。

(2) ⒜号要素のひとつの具体化が、厳格に履行しなければならない債務の不履行（⒝号）である。また、分割履行契約および継続的契約に即して具体化したのが、将来の履行に対する信頼の破壊（⒟号）である。したがって、⒝号要素および⒟号要素は、債権者利益の実質的喪失ないし著しい侵害を正当化根拠とする解除制度を構築する際、その内容を明確化するうえで有益である。

(3) 補充的な考慮要素として、債務者の主観的要素（⒞号）、解除によって債務者が被る損害（⒠号）が挙げられる。これらの要素は、それだけでは「重大な不履行」の判断を直接左右するものではなく、右の三つの主要な考慮要素だけでは存否が明らかでない場合に、補充的に作用する。

(4) 催告制度は、履行の遅延の場合について、債権者の契約利益の実質的喪失を擬制するための制度として位置づけられる。すなわち、とりわけ金銭債務の不履行は、たとえ遅延が長期に及んでも、最終的に遅延利息を含めて全額の支払が行われさえすれば債権者にとって財産上の損失が生じないので契約利益が実質的に失われることはなく、したがっておよそ解除原因にならないのではないかとの疑念が生じるので、この疑念を払拭し、一定期間の遅延によって債権者の契約利益が実質的に失われることを擬制するために設けられたの

が、催告制度である。これにより、解除権の成否に関する予測可能性が高まるとともに、訴訟においては債権者側の証明責任が緩和される。

他方、PICCがもつ特殊な性格に鑑みるならば、そこで規定されたルールの普遍性には、一定の限界がある。PICCは、その名のとおり、国際的な商取引を前提としたルールである。[72] もちろん国内における非商取引において当事者がPICCに依拠する旨を選択することは妨げられないが、[73] 主に念頭に置かれているのが国際商事契約であることに違いはない。このため、国内取引を前提とし、かつ商人間の契約であることを前提としない民法の解釈論としてどれだけの一般性を有するのかについて、慎重な検討が必要である。そのうえで、債権者利益の実質的喪失ないし著しい侵害の存否を判断するための具体的ルールについて、取引類型や不履行態様に即して各論的に検討することが重要である。

(1) 民事法研究会編『民法（債権関係）の改正に関する検討事項――法務省法制審議会民法（債権関係）部会資料〈詳細版〉――』三七頁以下（二〇一一年）、法務省法制審議会民法（債権関係）部会「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」一三頁以下（二〇一一年）〔商事法務編『民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理の補足説明』四〇頁以下（二〇一一年）〕参照。

(2) 本条約は、一九八八年に発効した。わが国は二〇〇八年に加盟し、翌年八月一日に国内で効力を有するに至った。CISGに関する逐条の注釈書として、甲斐道太郎＝石田喜久夫＝田中英司編『注釈国際統一売買法Ⅰ』（二〇〇〇年）、甲斐道太郎＝石田喜久夫＝田中英司＝田中康博編『注釈国際統一売買法Ⅱ』（二〇〇三年）がある。

(3) その後、二〇〇四年および二〇一〇年に改訂版が公表されている。本稿で参照した文献は二〇〇四年版に関するものであるが、解除要件に関する規定については一九九四年版から二〇一〇年版に至るまで変更されていない。なお、一九九四年版の翻訳として、曽野和明＝廣瀬久和＝内田貴＝曽野裕夫訳『UNIDROIT国際商事契約原則』（二〇〇四年）がある。

(4) ヨーロッパ契約法原則が最初に公表されたのは一九九五年であり、このときは履行、不履行およびその救済手段の部分を規定した第Ⅰ部のみであった。その後、一九九八年に第Ⅰ部が修正されたうえで、新たに契約の成立、代理、契約の有効性・解釈・内容・効果に関する部分を規定した第Ⅱ部が公表され、二〇〇二年には多数当事者、債権譲渡、契約譲渡、相殺、時効、違法性、条件、利息に関する部分を規定した第Ⅲ部が公表された。翻訳として、オーレ・ランドー／ヒュー・ビール編・潮見佳男＝中田邦博＝松岡久和監訳『ヨーロッパ契約法原則Ⅰ・Ⅱ』(二〇〇六年)、オーレ・ランドー／エリック・クライフ／アンドレ・プリューム／ラインハルト・ツィンマーマン編・潮見佳男＝中田邦博＝松岡久和監訳『ヨーロッパ契約法原則Ⅲ』(二〇〇八年)がある。

(5) 民事法研究会編・前掲注(1)四〇頁以下参照。

(6) 特に実務家から基準の不明確性を懸念する意見がしばしば表明されている。民法改正研究会編『民法改正国民・法曹・学界有志案』一〇七頁(二〇〇九年)、東京弁護士会法友全期会債権法改正プロジェクトチーム編『民法改正を知っていますか』(二〇〇九年)五〇頁以下〔白崎友子執筆〕、大阪弁護士会編『実務家からみた民法改正――「債権法改正の基本方針」に対する意見書』(別冊NBL一三二号)一〇三頁以下(二〇〇九年)、佐瀬正俊＝良永和隆＝角田伸一編『民法(債権法)改正の要点』一三八頁(二〇一〇年)〔鹿島秀樹執筆〕、高須順一『民法(債権法)改正を問う』四一頁(二〇一〇年)、「座談会・債権法改正をめぐって――裁判実務の観点から」ジュリ一三九二号七一頁、七四頁〔高須順一発言〕、七二頁〔深山雅也発言〕、児玉隆晴「債権法改正の重要な問題点と実務家からの改正試案」法時八二巻七号七七頁(二〇一〇年)、難波孝一「債務不履行と解除の関係について――主として要件事実的視点からの検討」伊藤滋夫編『債権法改正と要件事実』(二〇一〇年)一一八頁など。

(7) 法制審議会における審議においても、委員等の間で「重大」に対する理解の違いが表れている。法制審議会民法(債権関係)部会第4回会議(平成二二年二月二三日)議事録六頁以下〔商事法務編『民法(債権関係)部会資料集第1集〈第1巻〉』一六八頁以下(二〇一一年)〕。

(8) CISG二五条

当事者の一方が行った契約違反は、相手方がその契約に基づいて期待することのできたものを実質的に奪うような不利益を当該相手方に生じさせる場合には、重大なものとする。ただし、契約違反を行った当事者がそのような結果を予見せ

ず、かつ、同様の状況の下において当該当事者と同種の合理的な者がそのような結果を予見しなかったであろう場合は、この限りでない。

(9) ＰＥＣＬ九：三〇一条（契約を解消する権利）

(1) 当事者の一方は、相手方の不履行が重大なときは、契約を解消することができる。

(2) 履行の遅延の場合には、被害当事者は、第八：一〇六条第三項に基づいて契約を解消することができる。

八：一〇三条

債務の不履行は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約にとって重大である。

(a) 債務の厳格な履行が当該契約にとって本質的な要素である場合。

(b) 不履行によって、被害当事者が当該契約の下で正当に期待することのできたものを実質的に奪われる場合。ただし、相手方がこの結果を予見しておらず、かつ合理的に予見することができなかった場合を除く。

(c) 不履行が故意にされ、かつ、これにより、被害当事者が相手方の将来の履行を期待できないと合理的に信じた場合。

八：一〇六条

(1)～(2) 略

(3) 履行の遅延が重大でない場合において、被害当事者が合理的な長さの付加期間を定める通知をしたときは、被害当事者は、その期間が満了した時に、契約を解消することができる。《後略》

(10) ＤＣＦＲⅢ―三：五〇二条（重大な不履行に基づく解消）

(1) 債務者による契約上の債務の不履行が重大な場合には、債権者は契約を解消することができる。

(2) 次の場合には、契約上の債務の不履行は重大である。

(a) 当該不履行が、履行の全部または重要な部分につき、債権者が当該契約の下で正当に期待することができたものを実質的に奪うとき。ただし、契約締結時において債務者がそのような結果を予見せず、かつ、合理的に予見することが期待できなかったときはこの限りではない。

(b) 当該不履行が、意図的または未必の故意によるものであり、かつ、債務者による将来の履行があてにできないと債権者に信じさせる根拠を与えるものであるとき。

Ⅲ―三・五〇三条（履行のための付加期間を定める通知をした後の解消）

(1) 契約上の債務に対する、それ自体重大でない履行の遅延の場合において、債権者が履行のための合理的な長さの付加期間を設定する通知をしたにもかかわらず、債務者がこの期間内に履行をしなかったときは、契約を解消することができる。

(2) 略

(11) もっとも、ＤＣＦＲにおいても、厳格に履行すべき債務の不履行は、債権者の契約利益の実質的喪失に含まれるため、この点においてＰＥＣＬと実質的な違いはない。Study Group on a European Civil Code/Research Group on EC Private Law (Acquis Group), Principles, Definitions and Model Rules of European Private Law, Draft Common Frame of Reference (DCFR), Vol. 1, 2010, III-3: 502 Comments B (p853).

(12) ＰＥＣＬの解除規定については、渡辺達徳「『ヨーロッパ契約法の諸原則』における不履行法の体系（一）」志林九五巻三号六四頁以下（一九九八年）、山田到史子「ヨーロッパ契約法原則・ＵＮＩＤＲＯＩＴ国際商事契約原則における契約からの解放システム――序論的考察――」貝田守教授定年退官記念論文集（一九九八年）二四二頁以下参照。

(13) Vogenauer/Kleinheisterkamp/*P. Huber*, Commentary on the UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts (PICC), 2009, Art. 7. 3. 1 para. 8. [**hereinafter cited as Vogenauer/*Bearbeiter***]

(14) Official Comment to the UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts, 2004, 1 to Art. 7. 3. 1. [**hereinafter cited as Off. Cmt.**]; Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 10.

(15) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 6.

(16) M. J. Bonell, An International Restatement of Contract Law 124 (3d ed. 2005).

(17) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 6.

(18) Off. Cmt. 2 to Art. 7. 3. 1; Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 5.

(19) Bonell, *supra* note 15, at 125 n. 97.

(20) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 12.

(21) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 21.

(22) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 14.

(23) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 paras. 44, 61.

(24) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 24.

(25) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 paras. 22, 25.

(26) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 71.

(27) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 72.

(28) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 26.

(29) 本稿で紹介する裁判例は、特に断りのない限り、CISGの適用例ではなく、いずれもPICCの規定に準拠して判断したものであるが、本文ではこの点に関する判示の紹介を省略している。

(30) Andersen Consulting Business Unit Member Firms v. Arthur Andersen Business Firms and Andersen Worldwide Société Coopérative, ICC Award No. 9797/CK/AER/ACS of 28 July 2000. 本判決の紹介として、Bonell, A 'Global' Arbitration Decided on the Basis of the UNIDROIT Principles: In re Andersen Consulting Business Unit Member Firms v. Arthur Andersen Business Unit Member Firms and Andersen Worldwide Société Coopérative, 17 Arbitration International 2001, 249-261.

(31) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 87.

(32) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 27 below.

(33) BGH, 3. 4. 1996, BGHZ132, 290=CISG-online 135=CLOUT No. 171. See also KG Zug, 30. 8. 2007, CISG-online 1722=CLOUT No. 938; OLG Hamburg, 25. 1. 2008, CISG-online 1681.

(34) 本判決に先立ち、下級審において合理的使用のルールを採用した裁判例としてOLG Frankfurt/M, 18. 1. 1994, CISG-online 123. がある。

(35) BGE, 28. 10. 1998, SZIER1999, 179=CISG-online 413=CLOUT No. 248.

(36) Rotorex Corp. v. Delchi Carrier S. p. A., 71 F. 3d 1024 (2d Cir. 1995)=CISG-online 140.

(37) 事実関係および判決理由の詳細を確認することができなかったが、スペインの最高裁二〇一〇年一月一七日判決も、

当初意図していた目的に物品を使用することができなかったことを指摘して「重大な不履行」を肯定しているようであり、もしそうだとすれば、同判決は合理的使用の可能性ではなく、当該契約で意図された目的での使用可能性のみが考慮されていることになる。Tribunal Supremo, 17. 2. 2010. Unilex No. 35/2010.

(38) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 78.

(39) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 81.

(40) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 80.

(41) OLG Köln, Urt. v. 14. 10. 2002, IHR2003, 15=RIW2003, 300=CISG-online 709.

(42) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 86.

(43) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 33.拙稿「売主の追完権に関する一考察――契約法に関する国際ルールを手がかりに――」金沢四五巻二号二二九頁以下（二〇〇三年）では、この点についてＰＩＣＣの解釈につき学説上の研究が進んでいないとして留保を付していたので、これをもって補充をする。

(44) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 38. 拙稿「法定解除権の正当化根拠と催告解除（一）」阪法六一巻一号七一頁注(19)（二〇一一年）参照。

(45) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 40.

(46) もっとも、実際には、ある債務の厳格な履行が契約における不可欠な要素であることを当事者が合意した場合における、そのような債務の不履行は、債権者の契約利益を実質的に失わしめることが多いと考えられる。

(47) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 41.

(48) ジャスト・イン・タイムとは、大量の在庫を保有せず、需要に応じて製品の製造および供給を行うという生産管理方法をいう。製造の場面のみならず物流や大規模小売業（コンビニエンス・ストアーなど）においても、同様の方法がとられている。このような管理方法を前提とした売買においては、引渡期日が遵守されなければ製品の販売ができなくなってしまうため、その遵守がきわめて重要となる。

(49) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 67.インコタームズを用いた契約については、ＣＩＳＧが適用された事案ではあるが、ＣＩＦ条項が特定の期日における引渡しの厳守を前提としていると判断された裁判例と（OLG Hamburg, 28. 2.

1997, CISG-online 261=EWiR1997, 791.)、ＣＦＲ条項があるからといって引渡期日の厳格な遵守が当該契約の不可欠な要素であるとまでは言えないと判断された裁判例があり（ICC, International Court of Arbitration, 7645/1997, CISG-online 844.）、統一されていない。Ｐ・フーバーは、前者を支持する。Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 67.

(50) Off. Cmt. 3b to Art. 7. 3. 1; Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 paras. 42, 67.

(51) 分割履行契約において、ある一回の分割履行の不履行を理由に当該分割履行のみを解除する場合には、当該分割履行の不履行が七・三・一条一項に該当するか否かによる。また、その不履行が遅延の場合には、同条三項に基づいて遅延した分割履行のみを解除することができる。Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 paras. 54–56.

(52) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 46–47.

(53) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 51.

(54) ＣＩＳＧ七三条二項

いずれかの引渡部分についての当事者の一方による義務の不履行が将来の引渡部分について重大な契約違反が生ずると判断する十分な根拠を相手方に与える場合には、当該相手方は、将来の引渡部分について契約の解除の意思表示をすることができる。ただし、この意思表示を合理的な期間内に行う場合に限る。

(55) Off. Cmt. 3d to Art. 7. 3. 1.

(56) Arbitral Award, Centro de Arbitraje de México (CAM), 30. 11. 2006, Unilex.

(57) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 44; Off. Cmt. 3c to Art. 7. 3. 1 〜ゆえのことを示唆する。Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 45.

(58) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 49.

(59) Off. Cmt. 3d, Illustration 4 to Art. 7. 3. 1.

(60) ＰＥＣＬ八：一〇三条(c)号およびＤＣＦＲⅢ—三：五〇二条二項(b)号では、故意の不履行が将来の不履行に対する合理的な不安を抱かせる場合に「重大な不履行」を肯定しており、ここでは、故意という要素は「重大な不履行」に直接作用するのではなく、将来の不履行に対する不安の合理性を基礎づける必要的な要素という位置づけになっている。

(61) Off. Cmt. 3e, Illustration 5 to Art. 7. 3. 1.

(62) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 59.

(63) See also Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 60.

(64) P・フーバーは、本仲裁判断を基本的に支持しつつも、Yがメンバー企業の業務調整を目的とする装置だったことが、なぜYが過剰な損失を被らないことの理由になるのかが分かりにくいと疑問を呈する。Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 83.

(65) 売主の不引渡しに関するCISG四九条一項(b)号、買主の代金支払または目的物の受領遅滞に関するCISG六四条一項(b)号と同様である。PECL九：三〇一条二項および八：一〇六条三項、DCFRⅢ―三：五〇一条およびⅢ―三：五〇三条も同旨の規定を有する。

(66) Vogenauer/*Schelhaas*, Art. 7. 1. 5 para. 17. CISGの考え方については、拙稿・前掲注(44)五八頁以下参照。

(67) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 92.

(68) Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 94.

(69) See also Vogenauer/*P. Huber*, Art. 7. 3. 1 para. 96.

(70) Vogenauer/*Schelhaas*, Art. 7. 1. 5 para. 24.

(71) 「重大な不履行」概念を提案した民法（債権法）改正検討委員会編『詳解債権法改正の基本方針Ⅱ』二九七頁（二〇〇九年）においても、その判断基準について同様の見解が示されている。

(72) See also PICC Preamble 2.

(73) PICC Preamble 3.

※ 本稿は、平成二〇年度～二二年度科学研究費補助金（基盤研究（C）、課題番号20530072）の成果の一部である。